



「給特法」ってな～に？②

労働部長の香田です。
前号のつづきです。



香田さん！日本の先生たちってどれくらい**時間外勤務**をしているのですか？

教職調整額って、月8時間分の「**超勤手当**」ですよ。それは、どんな業務を指しているのですか？

2016年に文科省が「教員勤務実態調査」をしています。それによると、「**過労死ライン**」である時間外労働月80時間を超える教員が、中学校で6割、小学校でも3割にのぼるそうです。過労で倒れる人も多く、精神疾患による**休職は年間五千人**もいるそうです。

給特法？

給特法の第6条には「教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じない。」「時間外勤務を命ずる場合は、**次に掲げる業務**に関する従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る」とあります。



つまり、**次に掲げる業務** (超勤4項目：①校外学習②修学旅行③職員会議④非常災害) 以外の仕事については、残業を命じることはできないのです。部活動や時間外の保護者会、朝の登校指導なども時間外勤務として命じることはできません。

超勤4項目以外の時間外の仕事って何になるのですか？

超勤4項目？

教員に対して、時間外勤務を命じる権利が校長にない以上、「超勤命令」は存在しません。みなさんが、超勤4項目以外で行っている時間外の仕事は、**自主的・自発的業務**なのです。



えっえっ！？授業の準備や教材研究、朝の登校指導、テストやドリルの丸つけに学期末の成績処理、緊急の家庭訪問や保護者対応、部活動にテスト作成など…。これ全部、勤務時間外に行くと、**自主的・自発的業務**なのですね！

給特法って、何のためにあるのでしょうか？給特法は、私たちの**暮らしや命**を守ってくれる法律なのでしょうか？本当に怒りがわいてきました。

現在の先生たちの時間外労働に全て超勤手当を支給すると、およそ9千億円が必要だそうです。自分がどれくらいの超勤手当をもらうはずだったか、時給×超勤時間で計算してみてください。
日本という国の公教育は、公立の小・中・特支教員の**無償労働**によって支えられているといってもいいでしょう。

わからないこと・困ったことがあったら… 何でも気軽にお問い合わせください！



///JTU 北九州市教職員組合 E-mail:jtuhokyu@lime.ocn.ne.jp

〒802-0072 小倉北区東篠崎3丁目4-1 北九州教育会館 TEL (093) 953-0381

